

# 特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワークという。英語名を、Japan Network of Women Engineers and Scientists とし、通称を、JNWES とする

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区上荻二丁目35番13号 (株)栄設計内に置く。

## 第2章 目的及び事業

目的

第3条 国際女性技術者科学者ネットワーク (INWES) に団体メンバーとして参画し、日本の女性技術者や科学者のグローバルネットワークのハブとして、日本と世界の女性技術者科学者の交流・連携・支援活動を行う。また日本の女性技術者科学者のキャリア育成、次世代の女子中高生たちに対する理工系への進路選択支援活動を行うことを通して、男女共同参画社会の形成と科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 国際交流促進事業
  - ② 男女共同参画社会の形成促進事業
  - ③ 科学技術の振興事業、女性科学技術者の育成事業及び啓発活動
  - ④ 情報発信事業
  - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### （種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

##### （1）正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体

##### （2）賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体

#### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

#### （退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### （入会金、会費の不返還）

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 15名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会および総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

## 第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費

- (7) 会員の除名
  - (8) 資産の管理
  - (9) 残余財産の帰属
  - (10) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を協議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合で開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次に掲げる場合で開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号、第3項第2号および第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席数によって成立し開会する。

2 理事会議は、理事の過半数の出席数によって成立し開会する。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議決は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員または理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員または理事は、前2条及び次条第1項の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員または理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数、理事総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第6章 事務局

(設置及び職員)

第31条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長ほか事務局員をもって構成する。

3 事務局長は事務局を総轄し、組織及び運営に関し必要な事項を遂行する。

4 事務局長は理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

(組織及び運営)

第32条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)した時は、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した

ものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 菅原香代子

副理事長 井本郁子

副理事長 近藤科江

理事 木村了

理事 金田千穂子

理事 大倉多美子

監事 田中定子（明石定子）

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 団体会員 年会費 10,000円、入会費 0円

個人会員 年会費 1,000円、入会費 0円

(2) 賛助会員 年会費 一口 30,000円、入会費 0円 以上